



平成 23 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ
代表者名 代表取締役会長 堀 紘一
(コード番号 4 3 1 0 東証第一部)
問合せ先 執行役員 原田 哲郎
(TEL 0 3 - 5 5 3 2 - 3 2 0 0)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 21 日開催の取締役会においてストックオプションを目的とした新株予約権の発行につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|---|---|
| 1. スtockオプションとして
新株予約権を発行する理由 | 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の役職員に対し、新株予約権の割当を行うものであります。 |
| 2. 新株予約権の発行要領 | |
| (1) 新株予約権の割当の対象者及びその
人数並びに割当る新株予約権の
数 | 当社役職員 68 名に対して 3,000 個を割当るものとする。
なお、新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式
併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の
目的たる株式の数につき調整を行い、調整により生じる 1
株未満の株式は切捨てる。
(調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率) |
| (2) 新株予約権の目的である株式の種
類及び数 | 当社普通株式 3,000 株とする。 |
| (3) 新株予約権の総数 | 3,000 個とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的とな
る当社普通株式の数（以下「付与株式数」という）は 1 株
とする。ただし、前記 (1) の株式数の調整を行った場合は、
未行使の新株予約権 1 個当たりの付与株式数について同様の
調整を行う。 |
| (4) 新株予約権の払込金額及び算出方
法 | 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
なお、新株予約権は、割当日に算出した会計上の公正な評
価額（ブラック＝ショールズモデル）に相当する職務執行
の対価として割当てるものであり、金銭の払込みを要しな
いことは有利発行には該当しない。 |

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、新株予約権割当日の属する週の前週の各日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値と、新株予約権割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値のうち、高い価格を適用して決定する。

なお、新株予約権の割当日以降、当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行する場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成25年11月22日から平成33年6月17日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とし、その詳細な譲渡条件についても取締役会の決議によるものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき、当社株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が、上記(7)に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、前記(5)にしたがって定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記(6)新株予約権の権利行使期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
前記(9)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成 23 年 11 月 22 日

(13) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

以 上